

定額減税補足給付金（不足額給付金）のご案内

※受給には手続きが必要です

令和7年1月1日小野市に住民票があり、令和6年分の所得税及び令和6年度住民税の確定に伴い、本来の支給額と令和6年度調整給付金との間に差額(不足)が発生する方に確認書をお送りしています。

支給金額 ※具体的な金額は確認書裏面に記載しています。



※令和6年分所得税の確定を待たず、迅速な給付を行うため、令和5年中の所得を参考に推計した数値で減税しきれない額を算出し、令和6年度に給付を実施
※合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外

申請方法

同封している確認書に必要事項をご記入のうえ、提出書類を添付して郵送でご提出ください。
※詳しい記入方法は裏面や記入例をご覧ください。

提出期限 令和7年11月28日(金) ※厳守

支給予定 確認書を受付後1か月程度

お問い合わせ先

小野市定額減税補足給付金 申請受付会場 平日 8:45~17:15

0794-63-1000(内線620・701)

《裏面もご確認ください》

Q & A

確認書はどのように記入しますか？ ※記入例をご覧ください。

① 支給額を確認します（詳しい算出式は確認書裏面に記載しています）

② 【誓約・確認事項】の内容に異議がなければ、
確認日・氏名・生年月日・ご連絡先を記入します

③ 振込先口座を記入します（申請者本人の口座に限ります）

④ 「提出書類」（確認書裏面に記載）を添付します

⑤ 最後に記入漏れがないか確認し、ポストに投函します。

以上でお手続きは完了です！

1か月程度でお振込みしますので、通帳記帳でご確認ください。

成年後見人や保佐人が申請する場合はどのように手続きしますか？

成年後見人や保佐人の方が申請される場合は、通常の申請に加えて下記の2点が必要です。

- ・成年後見人や保佐人であることが分かる書類の写し（登記事項証明書の写し）
- ・成年後見人や保佐人である方の本人確認書類の写し（運転免許証やマイナンバーカード等）

また、ご事情により申請者本人が申請できない場合は、お問い合わせ先までご相談ください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

ご自宅や職場などに市役所や国の職員をよそおった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず最寄りの警察署または警察相談（#9110）に連絡しましょう。